

人材育成事業補助金の概要

補助の概要

商店街等や中小・小規模企業者などが研修事業を主催する場合や、他の団体等が主催する研修事業等に参加する場合、費用の一部を補助します。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内（以下全ての対象事業に適用されます。）

1 商店街等が研修事業を主催 または他の団体等が主催する研修事業に参加する場合

補助対象者

事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、酒造組合、酒販組合、生活衛生同業組合、商店街振興組合、任意商店会、まちづくり会社

補助対象事業

- ① 外部から講師等を招き研修事業を主催する事業
- ② 他の団体等の主催する研修事業に参加する事業

補助対象経費

参加に要する交通費、参加負担金、資料代、会場借上料、講師謝礼金

補助限度額

外部から講師等を招き研修事業を主催する事業 20万円
他の団体等の主催する研修事業に参加する事業 10万円

2 中小・小規模企業者が研修事業を主催 または他の団体等が主催する研修事業等に参加する場合

補助対象者

中小・小規模事業者

補助対象事業

- ① 外部から講師等を招き研修事業を主催する事業
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、県等の主催する研修事業に参加する事業（申請回数上限 一つの事業者につき年度内3回まで）

補助対象経費

参加に要する交通費、参加負担金、資料代、会場借上料、講師謝礼金

補助限度額

10万円

3 商店街等が先進地への視察研修事業を主催する場合

補助対象者

事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、酒造組合、酒販組合、生活衛生同業組合、商店街振興組合、任意商店会、まちづくり会社

補助対象事業

自ら選定した先進地への視察研修事業（国内に限る。）

補助対象経費

交通費、視察料、資料代、講師謝礼金

補助限度額

20万円

補助金交付までの流れ ※ 補助金の活用をお考えの方は、事前に商工課へご相談ください。

1

補助金の交付申請

事前に商工課へご相談のうえ、補助金交付申請書等の必要書類を市へ提出してください。内容に不備がなければ交付決定通知書を交付します。



2

研修事業等の準備・実施



補助金の交付決定を受けてから、研修事業等の準備・実施をしてください。

※ 必要な手続を経ずに、交付決定前に準備・実施したものは、補助の対象になりません。

3

補助金の額の確定・支払い



研修事業が完了し、代金の支払い終了後、実績報告書等の必要書類を市へ提出してください。書類を確認のうえ、補助金の額を確定し、お支払いをします。

